

# 令和8年度 さいたま市立島小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る。」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立島小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめ早期発見のために、アンケートや面談結果等、実効的な取組を定期的に行い、児童理解を深める。
- 4 いじめを発見したら、迷わず介入し、止める。
- 5 学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校が一丸となって組織的に対応する。状況に応じて警察等関係機関と連携する。
- 6 いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、いじめを行った児童に対し、毅然とした態度で指導するとともに、成長支援の視点を持ち、いじめを行った児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、特別支援教育、国際教育、人権教育等の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

## III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることが考えられることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の児童から聞き取りをしたりするなどして情報を得る必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
  - （1）目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため。
  - （2）構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教務担当者、学年主任（及び生徒指導部）教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、保健主事、安全主任、学校運営協議会委員。  
\*必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。（SSW、SC、さわやか相談員等）

(3) 開催：ア 定例会（各学期1回程度）

イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて毎月開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容：【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。
- ・ 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施、学校いじめ基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、検証。
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発、意見聴取。
- ・ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。

【早期発見・事案対処】

- ・ 定期アンケートや教育相談、おはようメーターを活用した早期発見。
- ・ 個別面談や相談の受け入れ、事実確認とその集約、及び情報共有。
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約、及び対応のための情報共有。
- ・ 発見したいじめ事案への対応方法の確認、及び共有。
- ・ 周囲の児童からの聞き取り、及びその集約。
- ・ 重大事態への対応、関係等機関等への相談。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針が島小の実情に即して適切に機能しているか点検、見直し。
- ・ 構成員の決定。

## V いじめの未然防止（「学校いじめ防止プログラム」の実施）

### 1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

○「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教職員の協力体制を整える。

○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。その後、自らの行動を振り返り、内容項目の意識化を図れるように声掛け等をする。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○実施項目に基づき、児童の実態に応じて、以下のすべての内容に取り組む。

- ・ 児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり（年度末まで掲示）。
- ・ 代表委員会や集会委員会による、いじめ撲滅を目指した話合いと、学校スローガン作り。また、その紹介。
- ・ 校長等による講話。
- ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導。
- ・ 「いじめ撲滅強化月間」を振り返り、必要に応じて面談する。
- ・ 学校だよりやPTA広報誌等による家庭や地域への広報活動。

### 3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

○「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを

繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気や学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童本人が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みのスキルへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめを受けていても本人がそれを否定する場面が多々あることが考えられることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：1～6年生（通年）

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

○情報活用能力の向上を図り、児童が安全に正しくインターネットや携帯電話、スマートフォン等を使用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施：5年生（1学期）

6 保護者との連携を通して

(1) いじめ防止について、学校と保護者が連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

(4) 児童の悩みや些細な変化に気付いたら、いつでも学校と保護者が相談できるようにする。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日ごろの児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気づくこと。
- ・気付いた情報を速やかに共有すること。
- ・情報に基づき、迅速に複数の教職員で対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情や声色を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等。

(2) 授業中：姿勢、表情、持ち物の汚れ等の様子、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、話合い活動で独りぼっち、タブレット学習における共同編集の書き込み、隣の机が離れている等。

(3) 休み時間：独りぼっち。「遊び」「いじり」「ふざけ」と称してからかいの様子が見られる 等。

(4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押しつけられる 等。

(5) 登下校中：独りぼっち、荷物を持たされる 等。

(6) ICTの活用：各種教育データの利活用による、心や体調の変化が顕著な児童への声掛け、面談の実施 等。

(7) その他：清掃活動の様子（用具の片付けを押しつけられる等）、当番や係活動の様子 等。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、9月、1月に実施。
  - (2) アンケート結果：学年、学校全体で情報共有する。
  - (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談内容は、記録を取り保存する。面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
  - (2) 記入があった場合は、学年主任、生徒指導主任、管理職に速やかに報告し、部会でも共有する。
  - (3) いじめを認知した時には、「いじめに係る対応の手引き」に基づいて、複数の教職員で対応する。
- 4 教育相談日の実施
- (1) 毎週金曜日に教育相談日を設定する。
  - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
- 5 地域からの情報収集
- (1) 民生児童委員・主任児童委員  
：学校連絡会等で情報共有を受け、その内容に応じて、対応する。
  - (2) 防犯ボランティア  
：防犯ボランティア会議や、日ごろ一緒に活動を行う中で情報共有を受け、その内容に応じて対応する。
  - (3) 学校運営協議会委員  
：学校運営協議会やいじめ対策委員会で情報提供を受け、その内容に応じて対応する。

## Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

○校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭は、情報を集め、集約し校長に具申し、校長の補佐に当たる。

校内、校外のコーディネーターとして関係者間の連絡、調整を図る。

○教務主任は、情報を集め、校長（教頭）に報告し、担任に指揮・助言する。

○担任は、事実確認のため、情報収集を行う。

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめを行った児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年担当は、担任と複数の教職員で情報収集に当たる。

○学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。

担当する学年の情報共有を行う。

校長（教頭）に報告する。

○生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。

児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制づくりを整備する。

○教育相談主任は、問題の背景に心の問題が要因として考えられないか、情報収集を行う。

○特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

○養護教諭は、保健室来室の状況から、問題の要因が考えられないか情報収集を行う。

○スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセ

リング等を行う。

○保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。

○地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のため基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

○重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合 等。

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) 校内いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

〈学校が調査主体とした場合〉

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校のもとに、重大事態の調査組織（校内いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、校内いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

〈教育委員会が調査主体となる場合〉

学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底・・・年度当初の職員会議及び生徒指導委員会で周知、共通理解を行う。

(2) 学校評価アンケートの実施、結果の検証・・・学校評価アンケートを実施し、検証を行う。

## 2 校内研修

(1) 「個別最適な学びと協働的な学び」の実現に向けた授業を進めること

○授業規律：授業規律の徹底を図るとともに、児童理解・授業研究に努め、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた授業づくりに取り組む。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

○児童理解：年1回（6月下旬）児童理解研修を行う。

毎月の生徒指導委員会、教育相談部会で話し合われたことについては、学年会で共有する等、全教職員の共通理解を図る。

(3) 情報モラル研修：年1回、夏季休業中に行う。

## X 子どもの意見の反映

1 児童のいじめ問題についての捉え

令和7年度「ストップいじめ！」スローガン・・・『言う前に自分の発言考えよう！』

(※令和7年度 児童会スローガン・・・『さいたま市ナンバーワン！元気100%！笑顔あふれる島小学校』)

2 児童の「ストップいじめ！」に向けた取り組み


島小学校

# いじめ0のための取り組み

### 児童会スローガン さいたま市ナンバーワン！元気100%！笑顔あふれる島小学校

#### ① あいさつ運動

代表委員が、タスキとポップを持ちあいさつをします。全校のみんなが、元気にあいさつを返してくれました。



#### ② 雨の日スタンプラリー

雨の日の休み時間、教室で安全に楽しくすごせるように、クラスごとにミッションに取り組みます。ミッションをクリアすると賞状がもらえます。



1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25

たくさんスタンプをGETしたクラスは放送で発表されます。雨の日や暑くて外に出れない日にぜひ、やってみてください！

代表委員会より

#### 賞状

最後まで雨の日を楽しく過ごした児童

令和七年 年 月 日

- (1) いじめ撲滅集会：6月（集会委員会）・9月（代表委員会）の2回、朝のオンライン集会を行った。スローガンや夏休みに代表児童が参加した「ストップいじめ！」サミットの内容を全校に共有することで、島小全員でいじめ撲滅・防止しようとする意識を高めることができた。
- (2) あいさつ運動：代表委員会を中心とする児童で、休み時間に廊下に立ち、元気よくあいさつを交わす活動を行った。明るいあいさつが飛び交い、学年問わずコミュニケーションをとる姿が沢山見られた。

- (3) 雨の日スタンプラリー：代表委員会より、雨の日に行うクラス遊び等を全校に提案した。友達を誘ってビンゴ項目に取り組み、仲を深める姿が見られた。
- (4) ふわふわ言葉の木：クラスごとに、「言われて嬉しかった言葉」「してもらって嬉しかったこと」を木の実カードに集めた。完成した木は昇降口前に並べて掲示し、廊下を明るく彩っている。
- (5) 全校参加型レクリエーション：集会委員が休み時間にレクリエーションを企画し全校に呼びかけ、学年問わず遊ぶ時間を設けている。今年度はスタンプラリーや外遊びを開催し、上級生と下級生が関わり合いながら仲を深めることができた。

## **XI PDCAサイクル**

より実効性が高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

### **1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定**

(1) 検証を行う時期：各学期。

### **2 「学校評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の時期の決定**

(1) 「学校評価アンケート」の実施時期：11月。

(2) 校内いじめ対策委員会の開催時期：毎月（生徒指導委員会内で行う）。

(3) 校内研修会等の開催時期

- ・ 6月：教育相談（児童理解に関する研修）
- ・ 8月：生徒指導（生徒指導に係る伝達研修）